

広島県告示第三百三十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第四条の規定によつて、農地中間管理機構として、次の者を指定した。

平成二十六年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	指定年月日	農地中間管理事業の開始日
一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	広島市中区大手町四丁目二番一六号	平成二六年三月二六日	平成二六年四月一日